

資料編

1 薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

所 属	役 職	選出区分	氏 名	備 考
日本経済大学	教 授	学識経験者	石田尾 博夫	委員長
鹿児島工業高等専門学校	教 授	学識経験者	岡松 道雄	
薩摩川内市 女性団体連絡協議会	評議員	市民有識者	今村 えり子	
川内商工会議所	専務理事	市民有識者	上村 健一	
川内青年会議所	顧問	市民有識者	芹ヶ野 裕史	
薩摩川内市農業委員会	委員	市民有識者	中野 政弘	
薩摩川内市 女性チャレンジ委員会	委員	市民有識者	永吉 悦子	
薩摩川内郷土史研究会	会長	市民有識者	林 碩信	
薩摩川内市商工会	総代	市民有識者	平野 峻岳	
鹿児島県建築士会 川薩支部	理事	市民有識者	福永 重承	
国土交通省九州地方整備局 川内川河川事務所	所長	関係行政機関の長	加治 賢祐	
国土交通省九州地方整備局 鹿児島国道事務所	所長	関係行政機関の長	川俣 裕行	(～H27.7.15 福本 仁志)
薩摩川内警察署	署長	関係行政機関の長	郡山 靖弘	
鹿児島県北薩地域振興局 建設部	部長	関係行政機関の長	立元 聡	(～H27.3.31 九万田 伸一)
薩摩川内市建設部	部長	薩摩川内市代表	泊 正人	

(敬称略・最終委員会(第4回)時における役職名を記載)

2 薩摩川内市都市計画マスタープラン策定の経緯




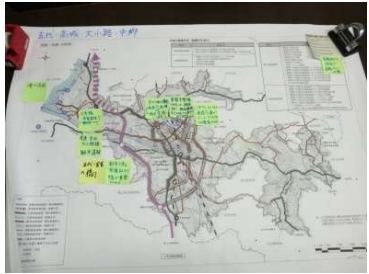
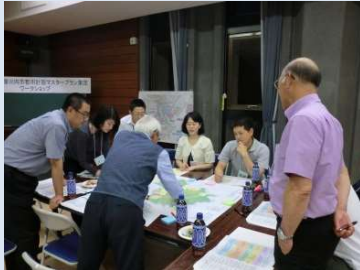

時 期	内 容
平成 26 年 7 月 23 日 ～9 月 3 日	○市民アンケート実施 ・調査対象：市内に居住する満 20 歳以上の市民 3,000 人 ・実施方法：郵送により調査票を配布・回収
10 月 27 日 ～10 月 29 日	○第 1 回薩摩川内市都市計画マスタープラン策定ワークショップ ・地域の魅力と課題の抽出について
11 月 21 日	○第 1 回薩摩川内市都市計画マスタープラン策定庁内会議 ・都市計画マスタープランの役割と策定概要について ・都市の概況と都市づくりの課題について
平成 27 年 1 月 15 日	○第 1 回薩摩川内市都市計画マスタープラン建設部内会議 ・都市計画マスタープランの役割と策定概要について ・全体構想（素案）について
1 月 28 日	○第 2 回薩摩川内市都市計画マスタープラン策定庁内会議 ・都市概況と現マスタープランの進捗状況について ・全体構想（素案）について
2 月 16 日 ～2 月 18 日	○第 2 回薩摩川内市都市計画マスタープラン策定ワークショップ ・全体構想（素案）について
3 月 19 日	○第 1 回薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会 ・都市計画マスタープランの役割と策定概要について ・都市概況と現マスタープランの進捗状況について ・全体構想（素案）について
5 月 20 日	○第 2 回薩摩川内市都市計画マスタープラン建設部内会議 ・地域別構想（素案）について ・都市計画マスタープランの推進策（素案）について
6 月 8 日	○第 3 回薩摩川内市都市計画マスタープラン策定庁内会議 ・地域別構想（素案）について ・都市計画マスタープランの推進策（素案）について
6 月 16 日 ～6 月 18 日	○第 3 回薩摩川内市都市計画マスタープラン策定ワークショップ ・地域別構想（素案）について
7 月 23 日	○第 2 回薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会 ・地域別構想（素案）について ・都市計画マスタープランの推進策（素案）について
8 月 24 日 ～9 月 15 日	○庁内意見照会 ・都市計画マスタープラン（案）について
10 月 23 日	○第 3 回薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会 ・都市計画マスタープラン（案）について
10 月 28 日	○都市計画審議会 ・都市計画マスタープラン（案）意見照会について
11 月 2 日 ～12 月 1 日	○パブリックコメント実施
12 月 22 日 ～1 月 15 日	○庁内意見照会 ・都市計画マスタープラン（案）について
平成 28 年 2 月 3 日	○第 4 回薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会 ・都市計画マスタープラン（案）について
平成 28 年 2 月 10 日	○都市計画審議会 ・都市計画マスタープラン（案）について

3 薩摩川内市都市計画マスタープラン策定ワークショップ

地域特性を活かしたより良い計画づくりを行うため地域住民による「ワークショップ」を経て、それぞれの立場の地域住民による自由な意見交換をもとに本マスタープランを策定しました。

<開催内容>

回数	日程	テーマ	主な内容
第1回	平成26年 10月27～29日	地域を再点検する ～魅力と課題の抽出	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の魅力を作りだしている資源や良好な場所、地域づくりや都市づくりに活かしたい場所等を魅力としてマップに整理するため意見交換を実施。 ○地域の危険を感じる場所や問題等、地域における問題点等についてマップに整理するため意見交換を実施。
第2回	平成27年 2月16～18日	都市づくりに向けて ①全体構想案の説明 ②全体構想案についての意見交換	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回ワークショップにおける意見等を踏まえて作成した全体構想の案について説明。 ○全体構想の案について内容の充実化を図るため意見交換を実施。
第3回	平成27年 6月16～18日	魅力ある地域づくりに向けて ①地域別構想案の説明 ②地域別構想案についての意見交換	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回ワークショップにおける意見等を踏まえて作成した地域別構想の案について説明。 ○地域別構想の案について内容の充実化を図るため意見交換を実施。

	日時・場所	参加人数	写真
第1回	平成 26 年 10 月 27～29 日 19：00～21：00 ・川内文化ホール ・中央公民館 ・清色コミュニティセンター	60 名	 
第2回	平成 27 年 2 月 16～18 日 19：00～20：30 ・川内文化ホール ・中央公民館 ・清色コミュニティセンター	55 名	 
第3回	平成 27 年 6 月 16～18 日 10：00～11：30 19：00～20：30 ・川内文化ホール ・東郷公民館 ・中央公民館 ・清色コミュニティセンター	38 名	 

4 用語集

あ

○ ICT (Information and Communication Technology) (P4, 53, 86, 87)

「情報通信技術」の意味であり、IT (Information Technology) の情報に加えてコミュニケーションを付加した概念。

○ アクセス道路 (P21, 44, 66, 88)

ある場所へのスムーズな出入りや到達するための道路。

○ アダプトプログラム (P69, 89)

行政と市民グループ、企業などが協働で進める美化活動。環境美化に対する啓発・促進を図るとともに、地域の環境美化活動を展開すること。

○ 入来麓伝統的建造物群保存地区 (P24, 48, 74)

伝統的建造物群保存地区とは城下町や宿場町、門前町など歴史的な集落・町並みの保全を図るため、昭和50年の文化財保護法の改正によって創設された国の制度。入来麓地区については、鎌倉時代に相模国の渋谷氏が入来に入部し、入来院姓を名乗り清色城を築城、明治維新までこの地を統治し、山城の麓に石垣、生垣をめぐらした屋敷が築かれ、今日に受け継がれる麓集落が形成された。整然とした区画割やかやぶき門、御仮屋跡など多数の史跡が残っており、この地区については平成15年12月25日に約19.2haが選定された。

○ 運動公園 (P32, 54, 69, 82, 83, 84, 106)

都市公園法に基づく都市公園の種類の一つ。主として運動の用に供することを目的とする公園であり、都市の規模に応じて1箇所当たり面積15～75haを標準として配置される。

○ 駅勢圏 (P44)

鉄道駅を中心としてその駅を利用すると期待され需要が存在する範囲。

○ 遠隔消費地 (P72, 90)

本市から離れた鹿児島市や福岡などの大消費地。

○ 沿道型商業サービス地 (P39, 58, 86, 93)

幹線道路等の沿道において、大量の交通量を背景に、商業・サービスを主とする施設等により形成された地域。

か

○ 街区公園 (P69, 89)

都市公園法に基づく都市公園の種類の一つ。主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積は0.25ha、誘致距離250mを標準として配置される。

○ 鹿児島県生活排水処理施設整備構想 (P72, 89)

水環境の保全、特に生活排水によりもたらされる公共用水域の水質汚濁を防止するため、生活排水を適正に処理する生活排水処理施設について、市町村と連携を図りながら整備を促進し、公共用水域の水質保全と快適な生活環境の保全に努めることについて、平成21年3月に鹿児島県が定めた構想。

○ 合併処理浄化槽 (P47, 72, 80, 84, 89, 94, 98, 102, 106)

し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽。処理水質は BOD20ppm と下水道並であり、下水道計画のない農村や山村だけでなく下水道計画が遅れている地域でも導入が進んでいる。なお、平成13年4月1日浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽（し尿のみ処理）の設置は原則禁止された。

○ かわまちづくり (P64, 88)

地域の景観、歴史、文化及び観光という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された河川や水辺空間の整備。

○ 環境影響評価 (P4)

環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業について、事業者自らが事前に調査、予測、評価して、影響を回避、低減し、事業を環境保全上、より望ましいものとしていく仕組み。環境アセスメントともいう。

○ 環境負荷 (P72)

人の活動による影響により環境の保全に支障が生じるおそれのあるもの。

○ 幹線道路 (P10, 20, 39, 41, 43, 44, 58, 60, 63, 66, 74, 79, 83, 86, 88, 93, 94, 97, 101, 105)

高速道路、一般国道、主要地方道、一般県道など主要な地点を結び、道路網の骨格を形成する道路。

○ 既成市街地 (P40, 43, 52, 59, 87)

都市において、既に建物や道路等が連なってできあがった市街地が形成されている地域。

○ 基盤未整備地区 (P40, 59, 87, 105)

産業や生活の基盤となる道路・港湾・上下水道・公営住宅・病院・学校など、公共事業による社会資本の整備が行われていない地区。

○ 狭あい道路 (P43, 66, 80, 83, 93, 97, 102, 105)

一般の道路として利用されている幅員4m未満の道路。

○ 緊急輸送道路 (P37, 49, 67, 75)

地震防災対策特別措置法に基づき指定された、震災時に避難や救急・消火活動、緊急輸送などを円滑に行なうための高速自動車道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路。

○ 近隣公園 (P21)

都市公園法に基づく都市公園の一つ。主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積は2ha、誘致距離500mを標準として配置される。

○ 空洞化 (P42)

居住人口が減少するとともに、生活利便施設の減少やコミュニティの衰退など、生活機能が低下する現象。

○ グリーンツーリズム (P61)

都市住民が農山漁村に滞在して行う自然豊かな環境でその土地での生活体験やレクリエーション等の余暇活動。

○ 景観アドバイザー (P74)

景観形成について、技術的な指導、助言を行う専門家。景観形成の活動を支援するため本市や県が派遣する。

○ 建築協定 (P63)

住宅地としての環境または商店街としての利便を高度に維持増進するなど建築物の利用を増進し、土地の環境を改善するために必要と認める場合において、土地の所有者等（地権者）が区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備に関する基準について、土地の所有者（地権者）等で協定を締結する制度。

○ 建築形態規制 (P58, 60, 87, 93)

住民の生活の安全や快適さを守り周辺の住環境に支障を及ぼさないように行なう建築物の大きさ・高さなどの規制。主な規制内容には容積率・建ぺい率・道路斜線制限・隣地斜線制限がある。

○ 建ぺい率 (P15)

敷地面積に対する建築面積の割合。例えば、100㎡の土地に建築面積30㎡の建物が建っている場合は、建ぺい率は3/10（30％）になる。

○ 県立自然公園 (P48)

自然公園法に基づき都道府県が指定する自然豊かな公園。

○ 広域交通網 (P21, 41, 79)

高速道路や新幹線、高速船などの高速かつ広域な交通ネットワーク。

○ **公益機能** (P60, 79, 83, 88, 93, 97, 101, 105)

森林が持つ渇水や洪水を緩和し、良質な水を育む水源のかん養機能、山地災害の防止機能などの生活環境保全機能及びレクリエーション、教育、芸術・創造の場の提供などの保健文化機能等。

○ **公園誘致圏** (P22)

公園毎に定められた誘致距離による同心円状の範囲。

○ **高規格幹線道路** (P66)

全国的な自動車交通網を形成する自動車専用道路。

○ **公共下水道** (P23, 47, 51, 59, 63, 72, 87, 88, 89)

終末処理場を有し汚水を排除すべき排水施設の相当部分が地中に埋設された構造により、主として市街地における下水（雨水・汚水）を排除または処理するために地方公共団体が整備し管理する施設。

○ **公共用水域** (P72, 89)

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路等、公共利用のための水域や水路。ただし、公共下水道は除く。

○ **高次都市機能** (P39)

都市機能のうち、日常生活の圏域を超えた広域地域を対象とする多くの人々を対象に、質の高いサービスを提供する機能。

○ **交通アクセス機能** (P58, 87)

ある場所への出入りや到達するための手段、または交通手段。

○ **交通結節機能** (P44, 51, 54, 58, 59, 66, 87, 88)

駅前広場や駐車場・駐輪場などにより、鉄道・バス・自家用車・自転車等の異種の交通手段間をつなぐ機能。

○ **交通需要** (P66, 83, 88)

交通に対する住民や企業、または社会のニーズ。

○ **交通体系** (P43, 50, 51, 54, 55, 57, 59, 66, 88)

バスや鉄道、道路などの交通組織の全体の構成。

○ **高度情報通信化** (P4, 51)

光ケーブルなどの高速・大容量な通信機械を通じて、自由かつ安全に多様な情報または知識を世界的規模で入手し、共有し、または発信すること。

○ 交流人口 (P3)

通勤・通学、買い物、文化鑑賞、習い事、スポーツ、観光などを目的に、その地域を訪れる（交流する）人口。その地域に住んでいる人（定住人口または居住者・居住人口）に対する概念。

○ 高齢化率 (P6, 14)

総人口に占める65歳以上の人口の割合。

○ 国勢調査 (P5, 6, 7, 8, 9, 10)

日本国内の人口・世帯・産業構造などの現況を明らし、各種の行政施策を立案するための基礎資料を得ることを目的として5年毎に全国一斉で実施される国の統計調査。

○ コミュニティバス (P66, 79, 83, 88, 93, 97, 101, 105)

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し地域を運行するバス。

○ コミュニティ・プラント (P47, 94)

地方公共団体が廃棄物処理施設整備事業により設置する計画処理人口101人以上3万人未満の水洗便所のし尿と生活雑排水を併せて処理する施設。

さ

○ 災害時要配慮者 (P75)

障害者、高齢者、妊婦、乳幼児、子ども、外国人、旅行者など、災害時に速やかな避難を行うことが困難な者。

○ 再生可能エネルギー (P4, 42)

資源が枯渇することなく永続的に利用することが可能なエネルギー。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、温度差熱、バイオマスなど。

○ 薩摩川内市ふるさと景観計画 (P57, 74)

恵まれた自然環境と人々の暮らしが調和した景観づくりを目指すとともに、先人から受け継いだかけがえのない財産であるふるさとの良好な景観を守り、より良い景観を形成するため、本市が平成21年3月に策定した計画。

○ シェア率 (P5)

占める割合、占有率。

○ 市街地開発事業 (P13, 63, 109)

地域が抱える課題を解消するため、一定の区域を定め地域の状況に応じた整備手法を用いて道路や公園などの都市施設を含んだ面的整備を行い、良好な市街地を形成する事業。土地区画整理事業や市街地再開発事業などのこと。

○ 市街地再開発事業 (P63, 88)

市街地開発事業の一つ。低層の木造建築物の密集や道路・公園などの公共施設の不足、土地の利用が細分化されて災害の危険性等もある既成市街地について、土地の合理的で健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物や建築敷地の整備と併せて公共施設を整備する事業。

○ 自主防災組織 (P75)

自発的な市民による町会・自治会・管理組合などの単位で構成されている防災組織。災害発生時には近隣相互の助け合いの精神のもと、防災活動を円滑に行うため、防災訓練の実施や防災活動用資機材の整備、各家庭における日頃からの防災意識の高揚などの活動を展開している。

○ 自助・共助 (P75)

自助は、課題等を個人や家族の助け合いで解決することで、共助は、地域や非営利団体（NPO）などの助け合いで解決すること。

○ 自然的土地利用 (P12)

土地利用のうち、田、畑、樹園地、採草放牧地、水面、原野、森林などの用地。

○ 指定管理者制度 (P47)

公の施設の管理委託は、公共団体や地方公共団体が設立した出資団体等に管理運営を委託する方式に限られていたが、市民サービスの向上や行政コストの削減を図り、また、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用するため、平成15年6月の地方自治法改正により、民間等に管理委託できるよう創設された制度。

○ 児童遊園 (P21, 45)

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする屋外型（遊具・広場・便所等設置）の児童のための厚生施設。

○ 住区基幹公園 (P45)

都市公園法に基づく都市公園である「街区公園」、「近隣公園」、「地区公園」の総称。歩いていける範囲の居住者の安全や健康的な生活環境、休養、レクリエーションの場として利用される公園。

○ 集合処理区域 (P72, 89, 94, 102)

人口が集中した区域の下水の処理について、経済性などから「公共下水道」として一体的に処理する区域。

○ **重要港湾** (P41, 54, 66, 79, 80)

国際海上輸送網または国内海上輸送網の拠点となる国の利害に重大な関係を有する港湾。鹿児島県では川内港、鹿児島港、志布志港、西之表港、名瀬港の5港。

○ **新市街地** (P40)

土地区画整理事業や一般の住宅地開発などにより新たに開発された市街地。

○ **親水空間** (P69, 83, 94)

河川、海岸、池、湖沼など水辺の形態や規模を問わず、水と親しむことを主目的とした空間。

○ **水防活動** (P49, 75)

川が増水した際の堤防や護岸の見回りや危険なところは応急処置をして堤防を守るなど、水害を未然に防止する活動。

○ **生物多様性基本法** (P4)

長い歴史の中で、様々な環境に適応し進化してきた生きものたちの豊かな個性とつながりである複雑で多様な生態系の保全と、持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的として制定された法律。

○ **川内川川内市街部改修** (P43, 57, 64, 66, 69, 88, 89)

川内川沿川の薩摩川内市街部は、洪水時の河川水位よりも低い位置に住宅等が密集しており、川が氾濫した場合に被害が大きなものになるため、洪水による被害を防ぐことを目的として、川幅を拡幅する引堤により洪水を流せる能力を向上させるための河川改修事業。

○ **川内港ターミナル** (P44, 54)

川内港と甑島の里港、長浜港を結ぶ「高速船甑島」の就航に伴い新設された待合所・広場・駐車場・浮棧橋などの川内港関係施設の総称。

○ **総合公園** (P21)

都市公園法に基づく都市公園の種類の一つ。都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等、総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置される。

○ **ゾーン30対策** (P66, 89)

区域（ゾーン）を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内におけるクルマの走行速度や通り抜けを抑制することで、生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つ。

○ 第3次産業 (P3, 9)

運輸、通信、商業、金融、公務及び自由業、その他のサービス業を含む産業部門。

○ 第2次薩摩川内市総合計画 (P2, 50)

平成27～36年度を計画期間として、薩摩川内市自治基本条例に基づく市政の総合的な経営指針を、長期的な展望に立って市民と市がお互いを尊重しながら、それぞれの役割と責務を認識し、協働してまちづくりを進めるための基本構想を定めた計画。

○ 多極ネットワーク型コンパクトシティ (P51, 52, 53, 55)

全ての住民を中心市街地に集める一極集中型ではなく、串（交通ネットワーク）と団子（利便性の高い中心地区）のように、複数の地域を公共交通などでつないで構成される都市形態で、高齢者をはじめ多くの人々が公共交通や徒歩で利便施設にアクセスでき、人口減少下においても人や施設が集約し快適な生活を送ることができる持続可能な都市。

○ 地域ブランド化 (P61)

地域のイメージを活用しつつ、地域の農林水産物・食品、資源の差別化を図り、その価値・評価を高める手法。

○ 地域防災計画 (P25, 75, 109)

地震や風水害などの大規模な災害の発生に備え、その予防や災害が発生した場合の応急対策、復旧対策を行うため、災害対策基本法に基づき地方公共団体等が処理すべき防災上の業務や事務を定めた計画。

○ 地区計画 (P63, 109)

それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な規制等を市町村が都市計画法に基づいて定める地区レベルの都市計画。具体的には建物の用途、高さ、色などの制限や、地区道路、公園などの配置について方針や基準を定めること。

○ 地区公園 (P21)

都市公園法に基づく都市公園の一つ。主に徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離1kmの範囲内で1箇所あたり面積4haを標準として配置される。

○ 中心市街地 (P6, 10, 13, 14, 15, 21, 39, 40, 42, 44, 45, 53, 57, 58, 59, 63, 66, 67, 74, 87, 88, 89, 93)

商業・業務・住居などの都市機能が相当程度集積しており、市町村の中心としての役割を果たしている市街地。

○ **長寿命化計画** (P47, 69, 72, 80, 89)

道路・鉄道・港湾や上下水道・公園・学校・公営住宅等の高度成長期以降に集中的に整備された基盤施設が今後一斉に大規模改修や建替え等の時期を迎えることから、適切な維持・管理・更新等を着実に推進するための中長期的な方針を定め、施設の機能確保を計画的かつ効率的に推進する計画。

○ **定住人口** (P3, 43, 51, 59, 63, 79, 88, 93)

その地域の居住者、または居住人口。

○ **低層住宅** (P59, 79, 83, 87, 93, 97, 101, 105)

1、2階建ての住宅。

○ **特定用途制限地域** (P54, 60, 79)

平成12年の都市計画法の改正により創設された建築物の用途規制の一つで、用途白地地域の区域のうち、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行なわれるよう自治体が建築物の用途に対して細かい規制を加えることのできる地域。

○ **特別用途地区** (P58, 87)

都市計画法に基づく地域地区の一つで、特別な目的の土地利用の増進及び環境の保護を目的として用途地域の中に地方公共団体が指定する地区。目的に沿った建築物の規制等をより細かく指定できる。

○ **都市型文化施設** (P63, 101)

美術館や博物館、劇場、映画館など、市民生活における文化・芸術活動のために使用される施設で、機能集約されるなど利便性が高い施設。

○ **都市型住宅地** (P40)

商業・業務系など生活利便施設が含まれた共同居住型の住宅地。

○ **都市幹線道路** (P60)

既成市街地内や市街地間を連絡し、市域の一体性を高める機能を担う道路。

○ **都市基幹公園** (P45)

都市公園法に基づく都市公園である「総合公園」、「運動公園」の総称。都市全域の住民が利用することを目的とした公園。

○ **都市基盤** (P13, 58, 59, 75, 86, 87, 101, 105)

道路、鉄道、港湾、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設など生活・産業の基盤。

○ **都市機能** (P50, 51, 52, 53, 57, 58, 63, 86, 87, 88)

都市での生活を支える、医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業等の機能。

○ 都市計画基礎調査 (P8, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 22, 24, 109)

都市計画法で概ね5年毎に実施することとされている人口規模、産業分類別の就業人口規模、市街地の面積、土地利用、交通量などの現況及び将来の見通しについての都市計画に関する基礎的な調査。

○ 都市計画区域 (P1, 2, 5, 6, 7, 12, 13, 19, 20, 50, 77)

都市計画法に基づき、市または人口、就業者数など一定の要件を満たす町村において、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全することを目的として県が指定する区域。

都市計画区域では用途地域や道路・公園などの都市計画を定め、土地利用の適正な規制・誘導や都市計画事業等による都市施設の整備を行い、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることとしている。

○ 都市計画区域マスタープラン (P2)

平成12年の都市計画法の改正により新設された制度で、都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の通称。都市計画区域マスタープランは、都市計画区域の人口や産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大まかな道筋を明らかにするもので、都市計画ごとに、都市計画の目標、区域区分(線引き)の要否及び区域区分を行う場合はその方針、その他主要な都市計画(土地利用、都市施設及び市街地開発事業)に関する決定の方針について定めたもの。

○ 都市計画公園 (P21, 63, 98, 101)

都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に基づき定められた公園。

○ 都市計画道路 (P21, 66, 88)

都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に基づき定められた道路。都市計画道路が定められると、その計画線内にかかる建築物や土地には一定の制限がかかり、建物を建てたりする場合等に許可が必要となる。

○ 都市下水路 (P23)

市街地における雨水排水を目的とする水路。公共下水道とは異なり、地上部に作られた排水路が原則であり公共下水道整備が当面行われない区域において実施される。

○ 都市公園 (P45, 69, 74, 102)

都市計画法や都市公園法で位置づけられている公園や緑地。地方公共団体が設置する街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園・広域公園など。

○ 都市施設

(P1, 21, 43, 45, 47, 51, 57, 63, 66, 69, 72, 73, 78, 79, 80, 83, 88, 89, 93, 97, 98, 101, 102, 105, 106)

都市での諸活動を支え生活に必要な都市の骨組みを形作るもので、整備計画等を都市計画に定めることができる施設。都市施設として都市計画に定めることができるものとして、交通施設(道路、鉄道、駐車場など)、公共空地(公園、緑地など)、供給・処理施設(上水道、下水道、ごみ焼却場など)、水路(河川、運河など)、市場、と畜場、火葬場など。

○ 都市的土地利用 (P12, 75)

商業、工業、公共・公益、道路、交通施設、公的施設など都市的な土地の状態や用途といった利用状況。

○ 都市防災機能 (P4)

都市の災害（火災、水害、土砂災害など）を未然に防ぐための、安全な避難を確保する機能。

○ 土砂災害危険箇所 (P75)

国の調査要領・点検要領に基づき県が実施した調査で判明した土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所。調査結果を周知することで、自主避難の判断や市が行う警戒避難体制の確立に役立てることを目的としている。

○ 土砂災害特別警戒区域 (P75)

土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に住民の生命または身体に危害が生ずる恐れがある区域のうち、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると指定された区域。土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）と土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）がある。

○ 土地区画整理事業 (P8, 13, 16, 20, 40, 42, 43, 57, 59, 63, 64, 66, 69, 86, 87, 88, 89, 101, 102)

土地の区画形質を整え、道路、公園、広場などの公共施設の整備を行い、宅地の利用増進を図る事業。

○ 土地の高度利用 (P14, 15, 58, 63, 87, 88)

都市計画による制度などを活用し、道路、公園、広場等の適正な整備のもとに中高層建築物または容積率の高い建築物を建築するなど、土地をより高度に利用すること。

な

○ 内水排除 (P75)

集中豪雨時などに、河川の堤防から守られている土地に溜まった雨水による家屋や農地への浸水被害を防ぐため、排水機場（ポンプ）によって河川に排水すること。

○ 2環状8放射道路網 (P43, 57, 66)

川内地域の市街地における交通の円滑化、交通渋滞の緩和を目的として薩摩川内市における道路網計画。中心地区内の通行のしやすさを強化する『内環状道路』、通過車両が中心市街地を通らなくても通過できるようにするための『外環状道路』、市街地への出入りのしやすさを向上させるための『放射道路』からなっており、本市の基本的な道路体系の考え方。

○ 農業集落排水施設 (P47)

農業集落におけるトイレ、台所、風呂場などの生活雑排水を集めて浄化する施設。生活雑排水をきれいに処理して水路や川に戻すことにより、農村の水環境や農作物の生産条件の改善とともに農村の生活環境を快適にすることを目的としている。

○ 農業生産基盤整備 (P60)

農業の生産性を高め、農業経営の安定を図るため、農業用道路の整備、かんがい排水路の整備(農業用用水路・農業用排水路)など農業の持続的発展を支える基盤の整備。

○ 農地転用 (P20, 60, 79, 83, 97, 101, 105)

農地を宅地や工場用地など農業以外の目的に転用すること。農業生産力を維持していくため農地法によって許可制とし、転用が制限されている。

は

○ パークアンドライド (P67, 89)

駅またはその周辺の駐車場を利用し、自家用車から鉄道、バス等の公共交通機関に乗り換える方式。都市中心部の道路混雑の緩和や環境負荷の低減、公共交通機関の利用促進などに寄与する。

○ ハザードマップ (P75)

災害による地域の危険度予測を地図上に示し、市民の災害への備えや避難行動に役立てるために作られた防災地図。

○ バリアフリー (P66, 80, 83, 89, 93, 97, 102, 105)

高齢者や障害のある人が社会生活をしていくうえでの障壁(バリア)となるものを除去すること。もともとは段差解消などのハード面(施設)の色彩が強いが、現在では、高齢者や障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味も含んでいる。

○ 避難道路 (P37, 44)

災害時に避難場所まで遠距離避難を余儀なくされる地域などに住む人が、指定避難場所へ安全に避難するために、事前に指定した道路。

○ 保水機能 (P60)

調整池などにより流域内において雨水を一時的に浸透・貯留する機能。

ま

○ 水循環基本法 (P4)

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、健全な水循環の維持と回復を図るため、水循環施策の基本理念や、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務等を定めた法律。

○ 宮里浄化センター (P72, 89)

公共下水道整備計画に基づき、平成16年3月30日に供用開始された終末処理場。公共下水道向田処理区を対象としており、計画汚水量は3,800m³/日となっている。

○ 面的整備 (P59, 63, 87, 88)

土地区画整理事業など、一定の区域において行なう開発や整備。

や

○ 遊休地化 (P3)

施設や土地などが利用されていない状態。

○ 遊水機能 (P49, 60, 75)

河川沿いの田畑等において雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能。

○ ユニバーサルデザイン (P60, 66, 75, 80, 83, 89, 93, 97, 102, 105)

高齢者を含む全ての人が安全かつ快適に利用できるようにデザインされた公共施設や建物、製品など。バリアフリーをさらに進めた考え方。

○ 容積率 (P15)

敷地面積に対する建築物の延べ面積の割合。例えば200m²の敷地では、容積率が80%の場合で延べ面積が160m²の建築物が建てられ、200%の場合では400m²までとなる。

○ 用途混在 (P39)

住宅や工場、商店など異なる用途の建物が無秩序に混在している状況。

○ 用途白地地域 (P5, 8, 12, 19, 20, 40, 41, 44, 45)

都市計画区域内のうち、用途地域が指定されていない地域。

○ 用途地域 (P5, 8, 12, 13, 14, 15, 19, 20, 40, 41, 44, 45, 58, 60, 87, 93, 97)

都市計画法に基づく地域地区の一種で、都市機能の維持・増進や住環境の保全等を目的とし目指すべき市街地像に応じて、住宅系・商業系・工業系など用途別に分類される12種類の地域の総称。各用途地域毎に建築物の用途・容積率・建ぺい率及び各種の高さについて制限を定められる。

○ 用途地域縁辺部 (P60, 87, 93)

用途地域周辺の用途地域に指定されていない区域。用途地域内と比較して土地利用規制の緩い状態となっている。

○ 用途の純化 (P58, 87)

用途が混在している地域において、住宅や工場、商店など異なる用途の建物の混在を抑制し、適切な都市環境の実現を図ること。

○ 予防保全型修繕 (P67)

施設の長寿命化と修繕に係る費用の縮減を目的に行う事前の予防的な保全・修繕。不具合が生じた後等に行なう従来の維持・管理・修繕を継続した場合、維持・管理コストが膨大となり、安全・安心の確保のための適切な維持・管理計画を続けることが困難となるおそれがあるため、予防的な保全・修繕を着実に進め、施設の長寿命化と修繕に係る費用の縮減を図りつつ、安全性・信頼性を確保すること。

ら

○ ライフライン (P75)

電気、上下水道、ガス、電話など都市活動を支えるために地域に張りめぐらされている供給処理・情報通信の施設。

○ 六次産業化 (P61)

農山漁村の有形無形の豊富で様々な「地域資源」（農林水産物、バイオマス、自然エネルギー、風景・伝統文化など）を有効に活用し、農林漁業者（一次産業従事者）がこれまでの原材料供給者としてだけでなく、自ら連携し加工（二次産業）・流通や販売（三次産業）に取り組む経営の多角化。

わ

○ ワークショップ (P39, 111, 112)

共同作業や討論を通じて、課題発見、創造的な解決策や計画の考案、それらの評価などを行っていく住民参加の手法。

薩摩川内市都市計画マスタープラン

平成28年3月策定

編集・発行 薩摩川内市 建設部 都市計画課

〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号

TEL 0996-23-5111

FAX 0996-23-8389

<http://www.city.satsumasendai.kagoshima.jp>

E-mail toshikeikaku@city.satsumasendai.lg.jp